

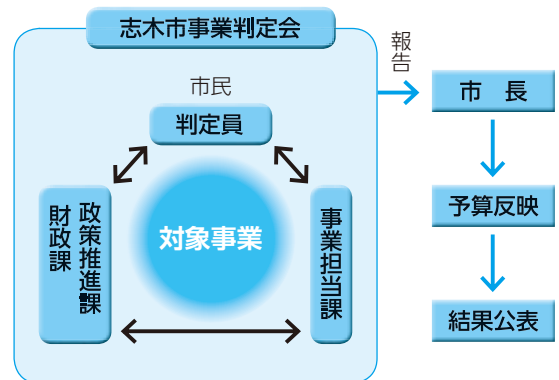
志木市事業判定会の 対象候補事業を募集します

問合せ／政策推進課 内線 2 2 1 5

市では、市が実施する事業の改善や方向性を決定する際に「市民感覚」を取り入れ、事業の効果や必要性などを市民の皆さんが判定する事業判定会を実施します。

この判定会では、市民判定員が、対象事業の担当課と企画・財政担当課の意見交換を聞いたうえで、「計画どおり事業を進めて良い」「見直した方が良い」などの判定をします。

対象事業は、市民の皆さんから募集した対象候補事業と、市役所内で改善等議論のあった事業の中から、より改善に結びつく可能性がある事業を市長が選定し、決定します。



対象候補事業の募集

募集事業／志木市将来ビジョン実行計画(平成28年度～30年度)に掲載されている事業の中から、判定会で事業の実施方法や方向性などを議論してほしい事業

募集期間／7月1日(金)～8月31日(水)

対象者／市内在住・在勤者

実行計画の閲覧方法／政策推進課及び市内各公共施設、市ホームページで確認できます。

※応募方法などの詳細については、市ホームページをご確認ください。

児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

問合せ／子ども家庭課 内線 2 4 4 5

児童扶養手当を受けている人は、毎年、現況届の提出が必要です。8月以降の受給資格の認定と手当額を決定するための届出であり、所得制限のために手当が支給停止となっている人も提出が必要です。

7月下旬に現況届の案内を郵送しますので、必ずご本人が手続きをするようお願いします。

受付期間／8月1日(月)～31日(水) (土・日曜日、祝休日を除く)

受付時間／午前8時30分～午後5時15分(金曜日は午後7時まで)

受付場所／子ども家庭課(市役所1階) ※柳瀬川・志木駅前出張所での受付は、行っていません。

注意／提出がない場合は、受給資格があっても8月以降の手当が受けられなくなります。

また、2年間、届出を提出しないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

ご存じですか？ 児童扶養手当

父または母と生計をいっしょにしていない子どもの家庭(ひとり親家庭など)や父または母に障がいのある家庭の生活を安定させ、親の自立を促進し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

対象者／次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で心身に中程度以上の障がいの状態にある人)を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して手当を支給します。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで生まれた児童など

手続きに必要なもの／請求者と児童の戸籍謄本、請求者と児童の健康保険被保険者証、金融機関の通帳(請求者名義のもの)、印鑑、マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードや通知カードなど)、本人を確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証、パスポート)など

※必要に応じ、上記以外の書類などを提出していただく場合があります。

支給要件や支給額など制度の詳細は、子ども家庭課までお問い合わせください。